

### ⑨市内で事業を営まれている方へ 小規模事業者登録制度の活用について

小規模事業者登録制度を利用することで、市が発注する小規模な工事や物品販売等の見積りに参加することができます。見積りへの参加を希望する事業者の方は、登録をしてください。登録の申請は随時受け付けます。

※名簿に登録されることは、業者選定や契約を約束するものではありません。

**対象者** 市内に本店があり、入札参加資格者名簿に登録されていない方

※「入札参加資格者名簿」と「小規模事業者登録名簿」の両方に、同じ業務区分（建設工事、建設コンサルタント等の業務委託、物品販売・役務の提供等）で登録することはできません。

**受付時間** 午前9時～午後5時（土日・祝日および正午～午後1時を除く）

※名簿の有効期限は、登録された日から平成26年3月31日までです。

#### 申込方法

申請の要領および申請書等は、笠間市ホームページおよび財政課窓口でご案内しています。

**申・問** 財政課 契約検査室（内線 219・220）

ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/index.php?code=2522>

### ⑩笠間市戦没者追悼式を開催します

第二次世界大戦で戦没された本市関係者およびそのご遺族に対して追悼の意を表すとともに、市を挙げて恒久の平和を祈念するため、笠間市戦没者追悼式を行います。戦没者の家族以外の方でも参加できます。

**日時** 8月17日（土）午前10時～  
（受付 午前9時～9時50分）

**会場** 笠間公民館大ホール  
（笠間市石井 2068-1）

#### その他

- ・笠間公民館の駐車場をご利用ください。
- ・参列者全員に献花をしていただきます。

**問** 社会福祉課（内線 157）

### ⑪笠間市政治倫理審査会意見書の閲覧を実施します

笠間市政治倫理審査会から、市長、副市長、教育長および市議会議員の「資産等報告書」および「所得等報告書」の審査結果について、意見書が提出されましたので、次のとおり閲覧を実施します。

**閲覧期間** 7月22日（月）～8月12日（月）  
（土日は除く）

※閲覧期間を過ぎても、平成30年4月30日までは閲覧の請求をすることができます。

**閲覧時間** 午前8時30分～午後5時15分

**閲覧場所** 秘書課（市長、副市長、教育長分）  
議会事務局（市議会議員分）

**問** 秘書課（内線 226）  
議会事務局（内線 303）

### ⑫交通事故多発警報が発令されました

7月2日（火）～10日（水）にかけ、県内で11件もの交通事故による死亡者が出たことを受け、茨城県知事から「交通死亡事故多発警報」が発令されました。

#### 交通事故を防止するために

○脇見・ぼんやり運転はやめましょう。

○夜間の横断歩行者や自転車に注意しましょう。

○道路の横断では、一時停止と安全確認を確実に行いましょう。

○夜間は、目立つ服装や反射材の着用など、車から見える工夫をしましょう。

○家族で交通安全について話す機会を増やしましょう。

#### 茨城県の高校生の死亡事故件数は

##### 全国ワースト1位です

○自転車の運転中に携帯電話や音楽プレーヤーを操作することはやめましょう。

※平成25年7月から、自転車運転中の携帯電話の操作や音楽プレーヤーのイヤホンの使用などは、5万円以下の罰金が科せられるようになりました。

**問** 市民活動課（内線 135）

笠間警察署 Tel 0296-73-0110

### ⑬市民の皆さんの住まいにあった防犯対策を助成します

**対象者** 市内に住所を有している世帯の世帯主または世帯を構成する方

※市税を完納していることが助成の条件となります。

**助成対象** 居住する住宅に対し、居住者が平成23年3月1日以降、玄関・窓等に行った防犯対策で、かかった費用が5,000円以上のもの

**助成金額** 取り付けや交換等にかかった費用が5,000円以上で、そのかかった費用の1/2（100円未満切捨て）を助成。ただし、助成金の上限は20,000円で、一世帯1回のみの助成。

#### 【助成の対象となる防犯対策】

場所	実施内容
玄関	1 防犯性能の高い錠の取り付けまたは交換
	2 補助錠の取り付けまたは交換
	3 サムターンカバーの取り付けまたは交換
	4 カム送り防止具の取り付けまたは交換
	5 ガードプレートの取り付けまたは交換
窓	1 防犯フィルムの貼り付け
	2 防犯ガラスへの交換
	3 補助錠の取り付けまたは交換
	4 面格子の取り付けまたは交換
	5 ガラス破壊センサーの取り付けまたは交換
屋外 （敷地内）	1 センサー付ライトの取り付け
	2 センサー付アラームの取り付け
	3 防犯カメラの取り付け（玄関外側に設置を含む）
その他※	1 自転車・自動二輪車等のツーロックの取り付け
	2 自動車のハンドルロックの取り付け

※その他1・2の取り付けは、玄関・窓・屋外の防犯対策と合わせて行った場合のみ助成の対象となります。

#### 【補助の対象にならないもの】

- 1 防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス、門灯等）
- 2 警備会社の委託契約
- 3 護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）
- 4 屋内のセンサーライト、屋内のセンサーアラーム

**申請方法** 次の書類を、市役所（本所）市民活動課防犯交通グループへ提出してください。

- (1) 笠間市住まいの防犯対策助成申請書
- (2) 防犯対策の内容およびその施工日または購入日が記載された領収書（原本）
- (3) 施工写真（完成写真）
- (4) 製品等を確認できるカタログ等 ※コピー可

#### 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請は一世帯1回限りです。防犯対策は、住まいの状況を踏まえて行いましょう。
- (2) 賃貸住宅にお住まいの方が行う場合は、必ず所有者の同意を得てください。管理組合、管理者、オーナーが行ったものは対象となりません。
- (3) 事務所や事業所は対象となりません。
- (4) 職員が現地調査を行う場合があります。
- (5) この制度を利用した防犯対策で生じたトラブル、取り付け後の盗難等による損害については、市は一切その責任を負いません。
- (6) 新築等により設置した場合は、対象となりません。

**申請期限** 平成26年3月14日（金）

**問** 市民活動課（内線 135）

**ご利用ください！笠間市立病院 平日夜間・日曜初期救急診療**

祝日・年末年始を除く、月曜日から金曜日：19時～22時・日曜日：9時～17時 25-13 ⑤ページ